

【フランス】新型コロナウイルスへの感染検査を支援する連帯・保健省令

主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

1 背景

フランスでは、新型コロナウイルス感染症の流行を抑える政策として、医学的研究、医療保健体制の整備と併せて、①感染予防の日常的行動の推奨（手洗い、握手・抱擁を避ける、1メートル以上のソーシャル・ディスタンスの確保等）、②感染者の隔離・待機、③感染者への接触者の追跡把握、④大規模な感染検査の実施といった政策がとられている。④は、検査要員の拡充を進め、公的医療保険による自己負担軽減措置を段階的に実施した。

2 2つの省令と感染検査支援の主な内容

公的医療保険からの支援策については、2020年7月になり、「公衆衛生上の緊急事態が終結となった地域及び延長となった地域における新型コロナウイルス感染症の流行に対処するために必要な一般的措置を定める2020年7月10日の連帯・保健省令」¹が定められた。第24条で、

(a) 医療従事者及びその被用者、(b) 医療機関、福祉・医療福祉施設（高齢者、障害者、児童福祉の施設等）の職員は、自身の要求に基づき、かつ、処方箋なしで、該当する身分を証明するものを提示することによって、自らの選択した検査施設において、PCR検査若しくはウイルス抗体検査又はその両方を、公的医療保険によって全額費用負担がなされる形で受検することができるものと規定された。

次いで、同じ7月に「2020年7月10日の連帯・保健省令を改正する2020年7月24日の連帯・保健省令」²が定められ、同月25日に施行された。第1条で、公的医療保険の被保険者は、自身の要求に基づき、かつ、処方箋なしで、医学生物学検査として承認されたPCR検査を公的医療保険によって全額費用負担がなされる形で受検することができるものと規定され、かつ、この規定を被保険者でない者に対しても適用するものとした。同省令により、検査機関を訪れる者は誰でも、費用負担なくPCR検査を受けることができるようになった。なお、同じ第1条で、上述の2020年7月10日の連帯・保健省令第24条が改正され、「PCR検査」の部分が削除された。これは、2つの連帯・保健省令の間の規定の重複を避けるという趣旨である。

3 現状

最近では、大規模検査が実現した反面、混雑という課題（待ち時間の発生、検査施設の過重負担等）が生じている。このため、同年9月11日から、PCR検査について、①症状のある者、②濃厚接触者、③病院、要介護高齢者居住施設、在宅介護におけるケアスタッフ等に対して、受検優先時間帯を設けるという便宜的措置がとられている³。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ Arrêté du 10 juillet 2020 prescrivant les mesures générales nécessaires pour faire face à l'épidémie de covid-19 dans les territoires sortis de l'état d'urgence sanitaire et dans ceux où il a été prorogé. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000042106233>>

² Arrêté du 24 juillet 2020 modifiant l'arrêté du 10 juillet 2020 prescrivant les mesures générales nécessaires pour faire face à l'épidémie de covid-19 dans les territoires sortis de l'état d'urgence sanitaire et dans ceux où il a été prorogé. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=CNSYRW_IXtGdOnnG84hvAtw-0m97ritIE4ihC6z26fY=>

³ “Test de dépistage : quelles sont les personnes prioritaires?” 2020.9.15. Le site officiel de l'administration française HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A14296?xtor=RSS-115>>